

《ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について》

労働安全衛生法の改正により、**常時50人以上の労働者を使用する事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェック**の実施が義務付けられています。

(1) **常時50名以上**の数え方について

人数の数え方については、例えば「**週1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト**」であっても、**継続して雇用していれば50名に含めてカウント**します。

(2) ストレスチェックの**実施義務のある労働者**について

事業場での呼称に係わらず、**①と②の両方の要件を満たす者**が対象となります。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者、1年以上使用予定の者、1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。

②週所定労働時間数が、同種の業務に従事する通常労働者の1週間の**所定労働時間数の4分の3以上**であること。また、2分の1以上の者は、実施することが望ましい。

なお、「週に1回しか出勤しないような**短時間パートやアルバイト**」は、**実施義務がありませんが、実施義務のない労働者に対し実施した場合であっても**、ストレスチェック報告書の「**在籍労働者数**」（対象労働者）の欄に、**加えない**で下さい。

※ 実施義務のある事業場；労働者数60名の事業場の例（図1、図2参照）

図1

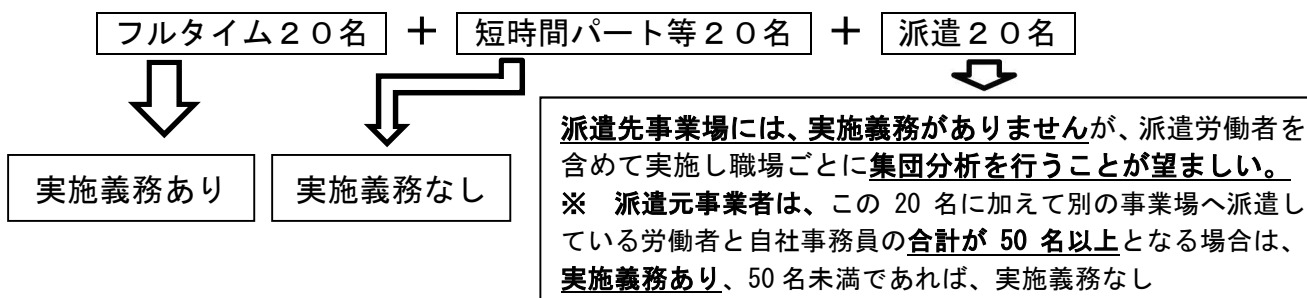
労働者60名の内訳



※ 所轄労働基準監督署に報告する際は「**在籍労働者数**」の欄に**40名**で提出

図2

労働者60名の内訳



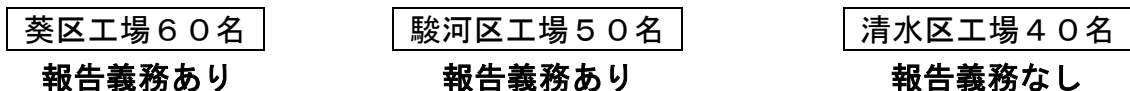
※ 所轄労働基準監督署に報告する際は、「**在籍労働者数**」の欄に**20名**で提出

※ 派遣元は、**派遣元事業場**が所在する**所轄の労働基準監督署**に提出

(3) 労働基準監督署への報告について（下図3参照）

報告の際は、**工場（営業所）ごと、別々に**（工場名称まで記載）提出してください。

図3



※ 同一市内等であっても、合計して一括で報告することはできません

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号	22101067891011								
対象年	7:平成 9:令和 →	元号	年	9	1	年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 →	元号	年	月
				1~9年は右↑						1~9年は右↑	1~9月は右↑
事業の 種類	一般機械器具製造業						事業場の名称	厚生労働(株) 静岡健康安全工場			
事業場の 所在地	郵便番号(420-8639) 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 電話 054(254)6314										

暦年で記載

事業場の名称は各工場
(営業所)ごとに記載

1年間を通じて複数月に亘り
行った場合は、最終月を記載

検査実施年月の末日現在のストレスチェック実施義務
対象者のみを記載(短時間パートやアルバイトなどの
実施義務対象以外の者が実施したとしても含まない)

在籍労働者数 → 人
右に詰めて記入する↑

検査を実施した者

- 1:事業場選任の産業医
- 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
- 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

検査を受けた
労働者数

人
右に詰めて記入する↑

面接指導
を実施した医師

- 1:事業場選任の産業医
- 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)
- 3:外部委託先の医師

面接指導を
受けた労働者数

人
右に詰めて記入する↑

集団ごとの分析の
実施の有無

- 1:検査結果の集団ごとの分析を行った
- 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない

「面接指導を受けた労働者数」
が0人の場合は、空欄

ストレスチェック実施対象者の内、報告対象期間
内に検査を受けた実人数を記載(1人が1年間を
通じて複数回受けたとしても1名で数える)

産業 医	氏名	健康 一郎	
	所属医療機関の 名称及び所在地	静岡市葵区日出町10-7 静岡労働病院 (印)	

監督署の受付印が押印された
報告書を控えとしたい場合には、返信用の封筒(切手貼付)
を同封してください

令和元年12月15日

事業者職氏名

静岡 労働基準監督署長殿

厚生労働(株)
代表取締役 厚生 太郎 (印)

受付印

折り曲げる場合は、()の所を谷に折り曲げる